

湖医会賞授与規程

2020年（令和2年）8月14日制定

（趣旨）

第1条 滋賀医科大学同窓会「湖医会」（以下「本会」という。）に湖医会賞（以下「本賞」という。）を設け、授与に関する必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 対象者は、本会会員とする。

- 2 本賞は、研究、教育、臨床・福祉、及びその他の領域において、優れた実践を行い医学及び医療・福祉の向上に貢献したもののうちから選考する。
- 3 本賞は、地道な活動・実践を対象とする。

（表彰）

第3条 本賞は、賞状及び副賞（20万円）を授与する。

（候補者の推薦）

第4条 候補者の推薦は、本会会員（卒業会員）による他薦によるものとする。

- 2 推薦者は、候補者を推薦しようとするときは、所定の推薦書に活動領域及び具体的な推薦理由を記し、会長に提出するものとする。
- 3 推薦書の提出期限は、毎年3月末日とする。

（被推薦者の提出書類）

第5条 会長は、推薦書を受理したときは、被推薦者に次の書類の提出を依頼する。

- 1) 履歴書
 - 2) 業績集
 - 3) 活動の内容及びその内容が紹介された記事等参考となるもの
- 2 被推薦者は、前項の書類を4月末日までに会長に提出するものとする。

（選考委員会）

第6条 選考委員会は、次の各号の委員で構成する。

- 1) 卒業会員 若干名
 - 2) 特別会員 若干名
- 2 選考委員は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

4 選考委員は、推薦者及び被推薦者になることが出来ない。

(受賞者の決定)

第7条 選考委員会の選考結果に基づき、幹事会の議を経て受賞者を決定する。

(その他)

第8条 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は、幹事会の議を経て定める。

付則

1. この規程は、2020年（令和2年）8月14日から施行する。
2. 2001年（平成13年）4月1日制定の「湖医会賞に関する規程」は廃止する。